

相楽東部広域連合いじめ調査委員会設置条例

平成 26 年 12 月 1 日
条 例 第 3 号

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）

第 30 条第 2 項に規定する調査に関する事務を行う相楽東部広域連合長（以下「連合長」という。）の附属機関として、相楽東部広域連合いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 調査委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから連合長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 心理・福祉の専門関係者
- (4) 学識経験者

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、連合長は、特別の理由が生じた場合は、委嘱を解くことができる。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 調査委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 調査委員会は、必要があると認めたときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 調査委員会の庶務は、相楽東部広域連合総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。